

# 改正健康増進法施行をめぐって

日本禁煙学会理事長

作田 学

## 1. 成立まで

2009年に日本で初めての受動喫煙防止条例が神奈川県松沢成文知事のもとで施行されてから10年になるが、この間、日本では、2013年の兵庫県受動喫煙防止条例、2016年の北海道美唄市受動喫煙防止条例などを除けば、ほとんど法制化が行われてこなかった。JT(日本たばこ産業株式会社)、政治家、財務省、喫煙科学研究財団が電通とともに要所を締め、我々のつけいる隙を与えなかったのである。

2020年のオリンピックを東京に誘致することが決定し、日本禁煙学会は130の健康団体と協同し禁煙運動の回転を速めた。

2014年8月に舛添要一都知事(当時)から前向きな発言があった。当時8月22日付のBloombergは次のような記事を書いている。

- “Promoting the health of all the people in the world is one of the major aims of the Olympics and Paralympics,” Masuzoe told reporters today. “I think it’s important to properly prevent passive smoking in the run-up to 2020,” he added.

そこで私たちは松沢成文参議院議員とスイスのジュネーブを訪れ、IOC(国際オリンピック委員会)、WHO(世界保健機関)、FCTC(WHOタバコ規制枠組条約)事務局などへ日参し長時間の会議を行った。その結果、IOCとWHOの間の覚え書きが確かにあること、これを元にタバコのないオリンピックがすでに慣行になっていることがわかり、WHOの生活習慣病予防部ダグラス・ベッチャー

部長やベラ・ダ・コスタ・シルバFCTC条約事務局長、世界医師会・世界歯科医師会・世界薬剤師会・世界看護協会の各会長、世界心臓財団の会長からの親書をあずかり、舛添知事に手渡したのだった。

ところが舛添知事は途中で退任を余儀なくされてしまった。ついで小池百合子都知事になり、都民ファーストの会の圧勝にともない、受動喫煙防止の機運が高まった。

日本禁煙学会が中心となり、受動喫煙防止法を請願して10万通の署名を集めた。さらに日本医師会が中心となって264万通もの署名を集め、塩崎恭久厚生労働大臣に提出した。塩崎大臣は実に最善を尽くされたが、財務省やたばこ議員連盟の壁は厚かった。

2017年に加藤勝信厚生労働大臣に代わり、オリンピックまでに間に合わせ的な受動喫煙防止法(改正健康増進法)が可決されたのだった。その3か月前には東京都医師会(尾崎治夫会長)を中心とする署名活動で20万通もの署名を集め、日本医師会、東京都医師会ともにタバコ産業が集めたとしている(その実は誰も見たことがない)署名数の2倍を遙かに超えるもので、民意がどこにあるかを示すことができた。

この時、「医師会は利益団体だと思っていたけれど、本当に国民の健康のことを考えているんだね」という多くのメッセージが署名簿に付けられていたことは本当にうれしく思ったことである。

健康増進法改正の1か月前に東京都受動喫煙防止条例が成立したが、これは大きなオリンピックのレガシーとなるだろう。

	改正健康増進法 (平成30年7月18日成立)	東京都受動喫煙防止条例 (平成30年6月27日成立)
幼稚園、小・中・高校、 大学、病院、行政機関	敷地内禁煙(屋外喫煙所の設置は可)	敷地内禁煙(幼稚園・保育所、小中高 校は屋外喫煙所も不可)
小規模の飲食店(個人経営店など)	資本金≦5000万円かつ客席面積≦ 100 m <sup>2</sup> の既存店は標識を掲示すれば 喫煙可(期限付きの経過措置)	従業員がいない飲食店のみ(同居中の 家族だけで営業する店)標識を掲示す れば喫煙可
飲食店内での加熱式タバコの扱い	「当分の間(期限は未定)」の経過措置として 加熱式タバコ専用の喫煙室内ならば飲食しながらの使用も可	
その他の施設(オフィス、ホテルなど)	原則屋内禁煙(喫煙室の設置可)	
未成年者の保護規定	喫煙スペースへの立ち入り禁止	
罰則(行政処分)	管理者:50万円以下の過料 喫煙者:30万円以下の過料	管理者:5万円以下の過料 喫煙者:3万円以下の過料 (加熱式タバコには罰則適用せず)

## 2. 改正健康増進法の施行

改正健康増進法がよいよ7月1日から施行された。

7月1日からは学校、病院、行政機関などの第一種施設が、来年の4月1日からは第二種施設を含め、全施設において実行される。

法では「喫煙場所のみ標識の掲示義務」、都条例では「禁煙の飲食店も標識の掲示義務」が課せられる。

<https://notobacco.jp/pslaw/psjoreilawhikaku1812.pdf>

## 3. 改正健康増進法を成立させた官僚

一時は成立が危ぶまれた改正健康増進法であったが、これを実に粘り強く、守り抜いた人物を忘れてはならない。それが2018年8月まで厚生労働省健康課長であった正林督章氏(現・環境省大臣官房審議官)である。

彼は2020年までに受動喫煙防止法ができなければ、日本では当分の間できないだろうという我々の考えと共通した危機感を持っていた。法案を通すためには、自由民主党の厚生労働部会、政務調査会を反対ゼロで乗り切らなければならない。

そこで、飲食店の面積を100 m<sup>2</sup>と後退させながら、目立たない方法で受動喫煙を防止する方法を取り、乗りきったのである。それは、既存店だけに100 m<sup>2</sup>の例外を与える、喫煙エリアには20歳未満は立ち入り禁止とすることだった。

## 4. 我々に委ねられたこと

受動喫煙防止法(改正健康増進法)ができたとはいえ、まだまだ穴だらけである。これをよりよい物にしていかねばならないし、それは我々に託された

義務でもある。

たとえば、屋内でも屋外でも喫煙所はまったく許されない。なぜかという、3次喫煙の問題、空気清浄機ではガス成分は拡散されるだけという問題など、すでにWHOや米国政府が「受動喫煙に安全なレベルはない。また、換気、空気清浄機、喫煙区域の限定(いわゆる分煙)などの工学的対策は受動喫煙防止にはならない」としているからである。

我々の立場は以下のように示している。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/essay/20181222.pdf>

われわれは、受動喫煙に悩む人に寄り添い、受動喫煙をこの世から無くしていかなければならない。その方法として、「受動喫煙にお困りなら、こうしましょう」

というものを公開している。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/JSTC2019717.pdf>

コンビニエンスストア各社には店頭の灰皿を撤去し、店内の喫煙室を設置しないように申し入れている。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/essay/conbini2019722.pdf>

また、第二種施設に属してはいても、受動喫煙防止の大局的観点から最高裁判所は敷地内禁煙の方針を固め、これに従って各地の裁判所もすべて敷地内禁煙を決めている。また、立法機関である都道府県議会も、東京都、大阪府、青森県、秋田

県、滋賀県、大分県、福島県などは敷地内禁煙としており、北海道議会も一党のみが抵抗しているが、いずれは屋内禁煙となるだろう。

<https://mainichi.jp/articles/20190704/k00/00m/040/104000c>

この動きは徐々にではあっても全国に広がるに違いない。

## 5. 加熱式タバコ(新型タバコ)について

昨年ジュネーブにおけるFCTC COP8において加熱式タバコについては従来のタバコと同様に規制すべきとの声明が可決されている。

さらにWHOは今年7月26日に報告書を出した。その中で「加熱式タバコ」については、従来のタバコに比べ有害性が少ないことが強調されているが、

従来のタバコと同じ有害物質が含まれることには変わりがなく、必ずしも健康上のリスクを軽減させることにはつながらないほか、受動喫煙の有害性も否定できないと指摘した。そのうえで従来のタバコと同じように規制するよう呼びかけた。

[https://www.who.int/tobacco/global\\_report/en/](https://www.who.int/tobacco/global_report/en/)  
<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/COP82018106.pdf>

## 6. 結 論

既に署名活動などによって受動喫煙の害は、多くの国民に周知のこととなり、今こそ受動喫煙に会わないように国民が力を合わせ、実行する時である。